

第10条 （紹介手数料の返還）

乙が甲に紹介した採用決定者が、甲に採用された日から起算して次項に定める期間に当人の一身上の都合で退職した場合は、甲は退職日から3週間以内にその事実を乙へ連絡するものとする。また、乙は第8条第1号に基づき既に甲から受領した採用決定者についての紹介手数料の一部を甲に返還するものとする。

2. 第8条第1号において、乙が甲に採用決定者についての紹介手数料の一部を返還する場合は以下のとおりとする。

- ・入社後1ヶ月以内での退職の場合、紹介手数料の80%を返還
- ・入社後3ヶ月以内での退職の場合、紹介手数料の50%を返還

3. 乙は第8条1号に定める報酬に対する返還以外は、甲に対していかなる返還・賠償の責を負わないものとする。